

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会規程（平成16年旭医大達第115号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 診療科（内科（<u>循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液</u>）及び外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管）を除く。）の教員 各1人</p> <p>(3) 内科（<u>循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液</u>）の教員のうちから <u>3</u>人</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>内科学講座の再編に伴う診療科の再編のため、所要の改正を行うとともに、規程の整備を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 診療科（内科（<u>代謝・免疫・消化器・血液</u>）及び外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管）を除く。）の教員 各1人</p> <p>(3) 内科（<u>代謝・免疫・消化器・血液</u>）の教員のうちから <u>2</u>人</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(略)</p>